高齢者や障がいのある方を災害時に支援するための

避難行動要支援者名簿制度 について

避難行動要支援者名簿とは?

避難行動要支援者とは、高齢者や障がいのある人などのうち、 災害時に一人で避難することが困難なため、避難行動に支援を必 要とする人たちのことをいいます。

加茂市では、住民基本台帳や高齢者現況調査等をもとに、次の ①~⑦に該当する方を避難行動要支援者名簿に登録しています。 ただし、施設入所者や長期入院患者は除きます。

- ①高齢者(75歳以上)のみの世帯
- ②要介護認定3以上の方
- ③身体障がい者手帳1・2級の方
- ④療育手帳 A 判定の方
- ⑤精神障がい者保険福祉手帳1級の方
- ⑥難病患者
- (7)その他支援が必要な方(※)
 - ※①から⑥以外で、区長・民生委員等が災害時の支援が必要と認めた方。 自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した方。



名簿にはどんな情報が載っているの?

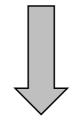
- ①氏名、②生年月日、③性別、
- ④住所、⑤電話番号、
- ⑥支援を必要とする理由(介護度や障がいの種類など) が載っています。

名簿はどのように使われるの?

災害対策基本法に基づき、市は避難行動要支援者 名簿を作成します。



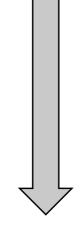
名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに ついて同意確認をします。



同意あり

平常時

自治会関係者(自主防災組織)、民生委員、消防機関、 警察などに名簿情報を提供 し、日頃の見守り活動や災 害時の避難するための体制 づくりに活用されます。



同意なし

災害時

同意の有無に関わり なく、安否確認や避 難支援に名簿情報を 活用します。



名簿情報を提供する避難支援等関係者とは?

- ①自治会関係者(区長、役員など)、自主防災組織
- ②民生委員 · 児童委員
- ③消防機関(消防本部、消防団)
- 4警察
- ⑤日頃の見守りや避難のお手伝いをしてくれる方

同意書を提出することで、どうなるの?

名簿情報の事前提供に同意された方の情報は、平常時から自治会関係者(自主防災組織)、民生委員、消防機関、警察などの避難支援等関係者へ情報が提供され、日頃の見守りや、素早く避難するための体制づくりに活用されます。

同意しないと支援は受けられないの?

平常時から避難支援等関係者からの見守りや避難するための体制づくりは行われませんが、災害発生時には、同意の有無に関わりなく、安否確認や避難支援に名簿情報が活用されます。

同意すると、必ず支援を受けられるの?

自治会関係者(自主防災組織)、民生委員などの避難支援等関係者は、ボランティア精神に基づき、実施可能な範囲で避難支援を行っています。

避難支援等関係者自身の安全確保が前提となるため、災害の規模や被災状況によっては、必ずしも支援が受けられるものではありません。

また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

個人情報の管理はどうなっているの?

提供先において厳重に管理していただくよう、提供時に誓約書を提出してもらいます。また、災害対策基本法でも避難支援等関係者には守秘義務が課せられております。

日頃の見守りや避難支援の目的以外に名簿情報が利用されることはありません。

名簿登録対象者に該当するが、同居家族等の支援が 受けられるため、名簿情報の事前提供は必要ないと 考えているが、どうすればよいの?

同意書に必要事項(氏名・住所等)を記入した上で、「同意しません」「同居家族等の支援が受けられるので必要ありません」 にチェックを入れ、返送してください。

※災害発生時に、同居の家族が不在の場合なども想定して 判断してください。

毎年、同意書の提出が必要なの?

必要ありません。

同意の意思は、変更や辞退等の申し出がない限り、自動的に 継続します。

> 名簿に載っていないが、避難支援を受けたい 場合はどうすればよいの?

名簿に載っていない方で、災害時に避難の支援を受けたい (名簿に登録してほしい)場合は、長寿あんしん課に連絡し てください。

避難行動要支援者名簿制度に関する問い合わせ先 ☎0256-52-0080

長寿あんしん課(内線194)または総務課防災係(内線321)

